

整理番号

D-2-4 557

標 題 名

害虫駆除予防規則

著 者 名

発行者名

静岡県

発 行 年

大正 15 年（1926 年）

製作年月

2026 年 8 月

害虫駆除予防規則

静岡県

害虫駆除予防規則

章	治	明治四四、七、七	縣令第五十一號
一	大正	一	七九
二	一	二	四二
三	一	三	三七
四	一	四	七八
五	一	五	九二
六	一	六	九七
七	一	七	一〇三
八	一	八	一〇九
九	一	九	一一五
一〇	一	一〇	一二一
一一	一	一一	一二七
一二	一	一二	一三三
一三	一	一三	一三九
一四	一	一四	一四五
一五	一	一五	一五一
一六	一	一六	一五七
一七	一	一七	一六三
一八	一	一八	一六九
一九	一	一九	一七五
二〇	一	二〇	一八一
二一	一	二一	一八七
二二	一	二二	一九三
二三	一	二三	一九九
二四	一	二四	二〇五
二五	一	二五	二一一
二六	一	二六	二一七
二七	一	二七	二二三
二八	一	二八	二二九
二九	一	二九	二三五
三〇	一	三〇	二四一
三一	一	三一	二四七
三二	一	三二	二五三
三三	一	三三	二五九
三四	一	三四	二六五
三五	一	三五	二七一
三六	一	三六	二七七
三七	一	三七	二八三
三八	一	三八	二八九
三九	一	三九	二九五
四〇	一	四〇	二六一
四一	一	四一	二六七
四二	一	四二	二七三
四三	一	四三	二七九
四四	一	四四	二八五
四五	一	四五	二九一
四六	一	四六	二九七
四七	一	四七	三〇三
四八	一	四八	三〇九
四九	一	四九	三一五
五〇	一	五〇	三二一
五一	一	五一	三二七
五二	一	五二	三三三
五三	一	五三	三三九
五四	一	五四	三四五
五五	一	五五	三五一
五六	一	五六	三五七
五七	一	五七	三六三
五八	一	五八	三六九
五九	一	五九	三七五
六〇	一	六〇	三八一
六一	一	六一	三八七
六二	一	六二	三九三
六三	一	六三	三九九
六四	一	六四	四〇五
六五	一	六五	四一一
六六	一	六六	四一七
六七	一	六七	四二三
六八	一	六八	四二九
六九	一	六九	四三五
七〇	一	七〇	四四一
七一	一	七一	四四七
七二	一	七二	四五三
七三	一	七三	四五九
七四	一	七四	四六五
七五	一	七五	四七一
七六	一	七六	四七七
七七	一	七七	四八三
七八	一	七八	四八九
七九	一	七九	四九五
八〇	一	八〇	四六一
八一	一	八一	四六七
八二	一	八二	四七三
八三	一	八三	四七九
八四	一	八四	四八五
八五	一	八五	四九一
八六	一	八六	四九七
八七	一	八七	五〇三
八八	一	八八	五〇九
八九	一	八九	五一五
九〇	一	九〇	五二一
九一	一	九一	五二七
九二	一	九二	五三三
九三	一	九三	五三九
九四	一	九四	五四五
九五	一	九五	五五一
九六	一	九六	五五七
九七	一	九七	五六三
九八	一	九八	五六九
九九	一	九九	五七五
一〇〇	一	一〇〇	五八一

明治四四年

明治三十三年靜岡縣令第十八號害虫駆除豫防規則を一通改正ス

第一條 明治三十九年法律第十七号害虫駆除予防法ニ依リ駆除予防スベキ害

虫病菌及有害動物ノ種類ヲ定ムコト凡ノ如シ

害虫病菌有害動物ノ種類	方	言	主ニ被害農作物
一、螟	ズイム	シ	稻
二、浮塵子	ヨコバイウンカ		"
三、螟蛉	アハム	シ	"

四、葉捲	ハマキム	シ	稻、茶、桑、果樹、
五、枯	ケム	シ	茶、桑、果樹、
六、尺蠖	シヤクトリム	シ	桑、茶
七、介殼虫	カイガラム	シ	茶、桑、果樹
八、苦介虫	レイシム	シ	茶
九、小蠹	コシンクイ		桑
一〇、葉喰虫	ハクヒム	シ	甘藷
一一、姬心喰虫	ヒメレンクイム		梨、桃
一二、壁	ダ	ニ	果樹、茶、桑
一三、黒穂	クロホビヤウ		麦
一四、斑葉	ハンヨウビヤウ		"
一五、白星	シラホシビヤウ		茶
一六、瘡痂	ソウカビヤウ		柑橘

七、	赤星病	アカホシビヤウ	梨
六、	黒星病	クロホシビヤウ	梨
五、	炭疽病	タンソビヤウ	桃
四、	赤枯病	アカガレビヤウ	杉苗木
三、	餅病	モチビヤウ	茶
二、	野鼠	ヒメネズミ モグラウズミ	各種農作物

第二條 第一條ノ害虫病菌及有害動物ノ駆除予防方法ハ左ノ各節ニ
依ルヘシ

螟 虫

- 一、誘蛾燈ニヨリ蛾ヲ誘殺スヘシ
- 二、捕虫網ヲ以テ蛾ヲ捕殺スヘシ
- 三、稲苗代及本田ニ於テ螟卵ノ採取ヲ行フヘシ但採集シタル卵塊ハ
益虫保護器ニハレ寄生蜂ヲ保護スヘシ

四、被害茎ヲ刈取り焼却其他ノ方法ニ依リ殺虫スヘシ

浮塵子
螟 蛉

- 一、捕虫網ヲ以テ捕殺スヘシ
- 二、注油駆除ヲ行フヘシ

葉捲 虫

- 一、蛹及幼虫ヲ捕殺スヘシ
- 二、除虫菊石鹼液石鹼乳劑等ヲ撒布スヘシ
- 三、落葉ハ速ニ焼却スヘシ

蛄 蝻 尺 蠖

- 一、幼虫及成虫ヲ捕殺スヘシ
- 二、卵ハ潰殺又ハ焼却スヘシ

三 冬期落葉ヲ焼却スヘシ

四 除虫菊石礫液、石油乳剤等ヲ撒布スヘシ

介殼虫

一 介殼虫ノ寄生シタル苗木又ハ寄生ノ虞アル苗木ハ青酸瓦斯燻蒸ヲ行フヘシ

二 被害特ニ甚シク恢復ノ見込モトミ在リテハ之ヲ焼却スヘシ

三 石油乳剤石灰硫黄合剤若クハ松脂合剤ヲ撒布シ又ハ青酸瓦斯燻蒸ヲ行フヘシ

四 被害甚シキ枝幹局部ニ石油乳剤石灰硫黄合剤、若クハ松脂合剤ノ濃厚液ヲ塗抹スヘシ

苦介虫

一 株及土中ニアル繭ヲ採集潰殺スルコト

二 幼成虫附着ノ茶樹ニハ除虫菊石礫液ヲ撒布スルコト

小蠹虫

一 伐採シタル枝條ヲ速ニ焼却スヘシ

二 被害甚シキ株及枝條ハ速ニ伐採燒棄スヘシ

葉喰虫

一 幼虫ヲ捕殺スヘシ

二 除虫菊石礫液（石礫ニ干飯乃至干飯除虫菊粉十飯乃至干飯一斗）ヲ撒布スヘシ

短心喰虫

一 被害新梢（心折）被害果被害果痕ハ採集シ燒却又ハ埋没スヘシ

二 越冬幼虫ハ捕殺スヘシ

三 砒酸鉛若クハ硫酸ニコテン石礫液ヲ撒布スヘシ

壁蝨

一 石灰硫黄合剤除虫菊石礫液等ヲ撒布スヘシ

黒穂病

- 一 黒穂ノ発生ニタルトキハ直クニ拔キ取り焼棄スヘシ
- ニ 種子ハ冷水温湯浸法ヲ施行スヘシ

斑葉病

- 一 病ニタル株ハ拔取焼棄スヘシ
- ニ 種子ハ温浸湯(華氏百千度ニ五分間)風呂浸(華氏百千度乃至百千度ニ六時間)硫酸銅液(〇・三乃至〇・四%液ニ三乃至五時間)石灰硫黄合剤液(三乃至三度液ニ五時間)等何レカノ方法ニテ浸漬消毒ヲ行ヒ播種スヘシ

白星病

瘡痂病

- 一 石灰ボルドー液ヲ撒布スヘシ

赤星病

- 一 石灰ボルドー液ヲ撒布スヘシ

黒星病

- 一 石灰ボルドー液ヲ撒布スヘシ
- ニ 病果及病葉ハ速ニ焼却又ハ埋没スヘシ
- 三 冬期ノ落葉ハ之ヲ焼却又ハ埋没スヘシ

炭疽病

- 一 石灰ボルドー液又ハ石灰硫黄合剤ヲ撒布スヘシ
- ニ 病果及被害枝ハ之ヲ焼却スヘシ

赤枯病

- 一 被害苗木及枯死ニタル苗木ハ之ヲ拔キ取り焼棄スヘシ
- ニ 発生ノ虞アル苗木ハ三斗式石灰ボルドー液ヲ撒布スヘシ

銹病

- 一 被害甚シキ部分ハ伐採燒棄スヘシ
- ニ 石灰ボルドー液硫酸銅百千度生石灰六十度乃至百度水三斗又ハ

四十一ノ撤廃スヘシ

野鼠

ハ 野鼠ヲブス菌ヲ應用（蕎麥粉ニ升内外ニ對シ野鼠ケズ菌液体培養合寒天斜面培養ナラズ十本ノ割合ニ混シテ指頭大ノ小團子ヲ作り鼠穴ニ配置ス）シテ駆除ヲ行スヘシ

ニ 殺鼠劑ヲ應用（蕎麥粉或ハ小麦粉一升ニ對シテ亞砒酸ニ分ヲ混シ六百個内外ノ小團子トシテ鼠穴ニ配置ス）シ毒殺スヘシ

ニ 捕鼠器ヲ以テ捕殺スヘシ

イセリヤハ殺虫ルビー蠟虫又ハ矢ノ根ハ殺虫ノ若クハ寄生ノ虞アル植物ハ之ヲ燒棄セシメ其ノ果實ハ之ヲ摘採若クハ搬出ヲ禁シ其ノ他駆除予防ニ關シ必要ナル處ハカラ命令スルコトアルヘシ

第三條 第一條ニ定ムルモノニシテ田圃ニ寄生シタルトキ若クハ寄生ノ虞アルトキハ該田圃作人ハ之ヲ市町村長ニ市町村長ハ知事ニ其ノ状況ヲ急報ス

ヘシ

第四條 市町村長前條ノ急報ヲ受ケタルトキ又ハ必要ト認メタルトキ豫メ期限ヲ定メ該田圃作人ヲシテ駆除予防ヲ行ハシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ作人駆除予防ヲ行ハサルトキハ市町村長ハ之ヲ知事ニ急報スヘシ

第五條 (削除)

第六條 第一條ニ定ムルモノ以外ノモノト雖農作物ヲ害シ又ハ害スル虞アルトキハ作人ハ之ヲ市町村長ニ市町村長ハ知事ニ其ノ状況ヲ急報スヘシ

第七條 第一條ニ定ムルモノノ寄生シタルトキハ其ノ市町村長ヨリ直ニ鄰接市町村長ニ急報スヘシ

第八條 市町村農会成立セル地方ニ在ツテハ該農會ニ於テ其ノ成立セサル地方ニ在ツテハ耕作人ニ於テ害虫駆除予防規則實施施規程ヲ設ケ之ヲ實行スヘシ

55. 8. 27

植物防疫資料館

C - 522 - 4002

静岡県農業試験場

寄 贈

前項ノ規程ヲ制定シタルトキハ邊
端ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ変更シ
タルトキ亦同シ

D
2-4
559